

プエルトリコの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

プエルトリコ自治連邦区（スペイン語では「Estado Libre Asociado de Puerto Rico」、英語では「Commonwealth of Puerto Rico」。以下「プエルトリコ」という）は、アメリカ合衆国（以下「米国」又は「合衆国」という）の自治連邦区（コモンウェルス）の一つであり²、カリブ海北東部に浮かぶ島々からなる。東にはヴァージン諸島、西にはドミニカ共和国がある³。

プエルトリコの面積は約 8870 平方キロメートルで、鹿児島県よりやや小さい程度の大きさである。首都はサンファン (San Juan) であり、公用語はスペイン語及び英語であるが、住民の大多数は日常生活においてスペイン語を用いる。通貨は米ドルである。人口は約 360 万人であり、スペイン系の白人、黒人、白人と黒人の混血であるムラート等、人種構成は多様となっている。宗教については、カトリック及びプロテスタントが多数を占める。

「プエルトリコ」という名称は、スペイン語で「豊かな港」を意味する。1493 年にコロンブスが「発見」したプエルトリコは、約 400 年もの間、スペインの植民地であった。1898 年に自治政府が成立したが、同年中に米国に占領され、米西戦争で勝利した米国の直轄領となった。その後、プエルトリコの地位をめぐっては、自治権の拡大を求める動き、独立を求める動き、米国の州への昇格を求める動き等があったが、1952 年に米国連邦政府からプエルトリコに自治連邦区（コモンウェルス）としての内政自治権が付与され、プエルトリコ憲法が制定された。2009 年に財政破綻を宣言したプエルトリコは、2015 年には債務不履行（デフォルト）に陥った。しかし、プエルトリコのような自治連邦区（コモンウェルス）には米国連邦破産法第 9 章（地方自治体等の債務整理手続についての規定）は適用されないため、破産申請を行うことができなかった。そこで、米国は、2016 年に、債権者による訴訟の一時停止及び監視委員会の設置等によりプエルトリコの財政再建を支援するた

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。B L J 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 米国の海外領土は、プエルトリコの他に、北マリアナ諸島、グアム、米領ヴァージン諸島、米領サモアがある。このうち、米国の「コモンウェルス」と呼ばれるものは、現在、プエルトリコ及び北マリアナ諸島の 2 つである（独立前のフィリピンも、米国の「コモンウェルス」であった）。なお、英国の「コモンウェルス」は、独立した主権国家の連合であり、米国の「コモンウェルス」とは、意味が異なる。

³ プエルトリコは、観光業が盛んであるほか、優遇税制により、米国本土から多数の企業や富裕層を誘致してきた。また、プエルトリコには、多数の米軍基地が設置されている。

め、「プエルトリコ監視・管理・経済安定化法」(PROMESA) という連邦法を制定した⁴。同法に基づき、2017年5月、プエルトリコ地区連邦地方裁判所に破産申請が行われた。ところが、2017年9月、プエルトリコは、ハリケーン・マリアに襲われ、甚大な被害が発生した。これにより、プエルトリコの財政再建計画は大きな修正を余儀なくされたが、現在は、裁判所の管理の下、債務整理が進められているところである⁵。

プエルトリコは、前述したとおり、米国の自治連邦区（コモンウェルス）と位置付けられており、合衆国憲法と連邦法に抵触しない範囲で、一定の自治権が認められている。プエルトリコ人は、米国の国籍及び市民権を認められるが、米国連邦所得税の納税義務を負わず、アメリカ合衆国大統領選挙の一般投票には参加できない（但し、大統領候補を決めるための党大会及び予備選挙は、プエルトリコでも行われている）。また、米国の下院議会におけるプエルトリコの代表者（Resident Commissioner）は、発言権はあるものの、議決権を有しない。2017年に実施された住民投票（法的拘束力は無い）で、米国の州への昇格が多数となった（但し、投票率は23%しかなかった）が、米国連邦議会による議決等は依然として行われていない。

II 憲法

プエルトリコ憲法草案は、1952年3月3日、住民投票により可決された。当該憲法草案は、同年7月3日、米国連邦議会及び大統領の承認を受けた（但し、憲法草案の2条20項が削除される等の修正を受けた）。そして、1952年7月25日、プエルトリコ知事は、プエルトリコ憲法を公布した。

全102項からなるプエルトリコ憲法の体系は、表1のとおりである⁶。

表1：プエルトリコ憲法の体系

前文	
第1条 コモンウェルス	第1項～第4項
第2条 権利章典	第1項～第19項
第3条 立法	第1項～第22項
第4条 行政	第1項～第10項
第5条 司法	第1項～第13項
第6条 一般規定	第1項～第19項
第7条 憲法改正	第1項～第3項

⁴ <http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2016/2016sum08web.pdf>

⁵ <http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2018/2018aut07web.pdf>

⁶ プエルトリコ憲法は、下記ウェブページに掲載されている。

<https://welcome.topuertorico.org/constitu.shtml>

第8条 上院議員及び下院議員の選挙区	第1項～第2項
第9条 経過規定	第1項～第10項

1 統治機構

(1) 立法府

プエルトリコの議会は、上院（Senate）と下院（House of Representatives）の二院制となっている。上院議員及び下院議員は、直接選挙により選出され、任期は4年である。上院議員又は下院議員になろうとする者は、スペイン語又は英語の読み書きができる、米国及びプエルトリコの市民であり、2年以上プエルトリコに居住している30歳以上（上院議員の場合）又は25歳以上（下院議員の場合）の者でなければならない。憲法上、原則として、上院議員の定数は27名、下院議員の定数は51名と規定されているが、現在の実際の上院議員の人数は30名となっている。なお、選挙権は、18歳以上の者に認められる。

議会は、法律を制定、改正又は廃止する等の権限を有する。議会における決議は、原則として、過半数決議による。法案は、上院及び下院で審議・可決され、知事の署名を経て、法律として成立する。

(2) 行政府

プエルトリコの国家元首は、米国大統領である。米国が、プエルトリコの外交・防衛を管轄する。

米国に留保される権限以外の行政権は、プエルトリコの知事（Governor）に帰属する。知事は、プエルトリコ市民の直接選挙により選出される。知事になろうとする者は、選挙日に35歳以上であり、過去5年間に米国及びプエルトリコの市民であり、善良なプエルトリコ居住者でなければならない。知事の任期は4年であり、再選を制限する法規制は無い。知事は、毎年、議会に対し、施政方針及び政府予算を提示しなければならない。知事は、プエルトリコ防衛隊の最高指揮官であるほか、議会が可決した法案に同意し又は拒否すること、行政職員を任命すること、プエルトリコの最高裁判所及び下級裁判所の裁判官を指名すること、恩赦を認めること等の権限を有する。

(3) 司法府

米国には、連邦裁判所及び州裁判所（コモンウェルス裁判所）がある。両者の関係が問題となるが、連邦と州（コモンウェルス）がそれぞれ独自に別々の裁判所を有するという二元的な裁判制度を採用している。

連邦裁判所には、連邦最高裁判所（Supreme Court of the United States）、連邦控訴裁判所（United States Court of Appeals）、連邦地方裁判所（United States District Court）の3段階がある。合衆国憲法又は連邦法に関する紛争（例えば、破産法、独禁法、特許法、著作権法等に関する紛争）は、連邦裁判所が専属管轄権を有する。プエルトリコには、首

都サンファンに、プエルトリコ連邦地方裁判所がある。

また、プエルトリコには、コモンウェルス裁判所（「一般司法裁判所」（General Court of Justice）と呼ばれる）として、最高裁判所（Supreme Court）、控訴裁判所（Circuit Court of Appeals）及び第一審裁判所（Court of First Instance）がある。

プエルトリコ最高裁判所は、プエルトリコの憲法及び法律の解釈を行う最高かつ終審の裁判所である。プエルトリコ憲法によると、プエルトリコ最高裁判所の裁判官は原則として 5 名とされているが、法律により人数が追加され、現在は 9 名で構成される。プエルトリコ最高裁判所の裁判官は、プエルトリコ上院の助言及び同意に従い、知事により指名される。プエルトリコ最高裁判所の裁判官として指名される者は、米国及びプエルトリコの市民であり、指名前 10 年以上にわたりプエルトリコにおいて法律実務を許可されており、指名前 5 年以上にわたりプエルトリコにおいて居住している者でなければならない。定年は 70 歳である。

プエルトリコ最高裁判所の判決は、法源となり、コモン・ローを形成する。プエルトリコ最高裁判所の全裁判官の多数決によってのみ、プエルトリコの法律の違憲性を宣告できる。

2 人権

人権については、プエルトリコ憲法の「第 2 条 権利章典」に詳細に規定されている。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、プエルトリコ憲法においても、同様に保障されているといえる（プエルトリコ憲法と日本国憲法は、ほぼ同じ時期に米国の関与により策定されたためか、個々の規定の内容が類似している箇所が多いように思われる）。

なお、生存権等に関する規定（2 条 20 項）は、プエルトリコ憲法草案には含まれていたが、米国連邦議会により削除された。これは、米国連邦議会において、①プエルトリコ経済の水準は低く、十分な水準の生活を享受できる権利として直接請求が可能とは考えられない、②この条文を根拠に、プエルトリコが米国連邦政府に対し、必要な資金の提供を要求してくるおそれがある等の意見があつたためである⁷。

プエルトリコ憲法の特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①死刑は、廃止されている（2 条 7 項）。
- ②重罪の刑事裁判における陪審について、明文で規定されている（2 条 11 項）。同項によると、重罪の刑事裁判において、被告人は、12 名の住民により組織される公平な陪審によって審理される権利を有する。そして、9 名以上の賛成による多数決をもって評決が言い渡される⁸。
- ③人権保護令状について、明文で規定されている（2 条 13 項）。即ち、人権保護令状は、迅

⁷ 北原仁著『占領と憲法』（成文堂、2011 年）145 頁。

⁸ 北原仁著「合衆国の占領と憲法——各国憲法と連邦領組織法の法文対照表」（『駿河台法学第 25 卷第 1 号』（駿河台大学、2011 年）所収）190 頁。

速かつ無償で認められる。反乱・蜂起・侵略の場合に公共の安全上必要とされるときでなければ、人権保護令状の特権は、停止されない。議会のみが、人権保護令状の特権及び令状の発行を定める法律を停止することができる⁹。軍事機関は、常に文民機関に服する。

④貴族制・世襲制は廃止されている（2条14項）。

⑤子どもの人権について、明文で規定されている（2条15項）。即ち、14歳未満の子どもの健康若しくは道徳を害し、又は生命若しくは身体に危害を及ぼす職業に就かせることは、禁止される。また、16歳未満の子どもを刑務所に拘禁することは、禁止される。

⑥労働時間は、原則として、8時間を超えてはならないことが、明文で規定されている（2条16項）。

3 法令及び判決例

プエルトリコの法制度は、①「米国の連邦法及び判例法」（連邦法）、並びに②「プエルトリコの成文法及び判例法」（プエルトリコ法）により構成される。連邦法には、プエルトリコ法に優越する効力が認められている。プエルトリコ法は、もともとは、スペイン法の影響を強く受けたが、米国の支配が進むに従い、急激に米国法（主にカリフォルニア法）の影響が強くなっていた¹⁰。

「合衆国法典」（United States Code (U.S.C.)）は、連邦の制定法を集大成して系統的に配列したものであり、法律そのものではない¹¹。合衆国法典タイトル48は、米国の海外領土について規定しているが、その第4章がプエルトリコについての諸規定である。

「合衆国法典タイトル48 第4章 プエルトリコ」の体系は、表2のとおりである¹²。

表2：「合衆国法典タイトル48 第4章 プエルトリコ」の体系

第1節 総則	第731条～第752条
第2節 行政及び政府職員	第794条～第795条
第3節 立法	第821条～第845条
第4節 司法	第864条～第874条
第5節 （プエルトリコにおける米国下院の）常駐代表	第891条～第894条
第6節 スラム撤去及び都市再開発プロジ	第910条～第910b条

⁹ 前掲「合衆国の占領と憲法——各国憲法と連邦領組織法の法文対照表」144頁。

¹⁰ 1904年3月10日の「大統領への公式報告書」によると、当時のプエルトリコ法においてスペイン法の影響が残っているものは、商法典及び担保法の2つしか無かった。他の法律は全て、米国法をモデルとしているといわれていた（前掲『占領と憲法』130～131頁）。

¹¹ 『米国司法制度の概説』（米国大使館／アメリカンセンター・レファレンス資料室、2012年）8頁。

¹² <https://americancenterjapan.com/aboutusa/translations/3337/>

¹² <https://www.law.cornell.edu/uscode/text/48/chapter-4>

エクト	
第 7 節 低家賃住宅プロジェクト及び不良住宅の排除	第 911 条～第 916 条

III 民法

1 契約法

プエルトリコは、米国統一商事法典（U.S. Uniform Commercial Code, UCC）¹³の第 2 条を採択しておらず、売買契約には、プエルトリコの民法典及び商法典が適用される¹⁴。

プエルトリコの 1964 年代理店法は、販売代理店契約の合意解約からプエルトリコの販売代理店を保護する規定を置いている。即ち、販売代理店契約は、当事者が別段の定めをしたか否かに関わらず、「正当な理由」が無い限り、終了・変更・更新されることはないものとされている。「正当な理由」とは、販売代理店が販売代理店契約に基づき負っている重要な義務の不履行、又は販売代理店が販売促進における委託者の利益に相反し若しくは実質的に影響を及ぼす作為若しくは不作為を意味する。「正当な理由」が無いのに、販売代理店契約を終了した委託者は、販売代理店が被った 5 年分の利益・信用上の損害を賠償しなければならない。さらに、準拠法の選択により、上記の法規制から免れることはできないものとされている¹⁵。販売代理店契約の準拠法はプエルトリコ法でなければならず、仲裁地はプエルトリコでなければならない¹⁶。

2 財産法

プエルトリコ民法典によると、いかなる個人又は法人も、プエルトリコ籍か否かに関わらず、プエルトリコの不動産を所有することができると規定されている。なお、プエルトリコ憲法 6 条 14 項による法規制、即ち、①会社は、会社設立目的を実行するために合理的に必要な場合を除き、不動産を保有又は所有することができないこと、及び②農業に従事

¹³ 1952 年に、米国法律協会（American Law Institute (ALI)）及び統一州法委員会全国会議（National Conference of Commissioners on Uniform State Laws (NCCUSL)）は、統一商事法典（Uniform Commercial Code (UCC)）を策定・公表した。統一商事法典とは、商事法分野に関する法案モデルであり、法律そのものではないが、州議会で議決されれば州法となる。実際、ルイジアナ州を除く各州において、統一商事法典が、若干の修正をされた上で、州法として採用されている。統一商事法典は、最近でも、頻繁に修正が行われている。統一商事法典の主な内容は、売買、リース、流通証券、銀行預金及び取立て、資金移動、信用状、詐害的大量売却、倉庫証券・運送証券等、投資証券、担保取引等である。売買に関しては、売買契約の解釈、契約の成立、契約上の権利義務、債務不履行に対する救済等の内容が規定されている。

¹⁴ www.lexmundi.com/Document.asp?DocID=9083

¹⁵

<https://www.dlapiper.com/en/us/insights/publications/2018/05/puerto-ricos-dealers-act/>

¹⁶ www.lexmundi.com/Document.asp?DocID=9083

する会社による土地の所有と管理は、500 エーカー以下に制限されることは、外国会社にも適用される¹⁷。

プエルトリコの民法典及び商法典は、不動産の売買に関する規定を置いている。売買契約は、売主と買主が目的物及び価格につき合意すれば成立するが、不動産の売買の場合は、公証人による公証及び登記局における登記を経た譲渡証書による証明が必要である¹⁸。

プエルトリコでは、1958 年に、「階層所有権法」が制定された。同法によると、階層建物が 4 分の 3 以上損壊した場合は、全員一致の反対が無い限り、損壊建物を取り壊す。4 分の 3 以下の損壊の場合は、損害保険金で修繕費用をカバーできるときは、修繕が強制されるのに対し、カバーできないときは、全員一致の反対が無い限り、特別徴収による修繕が強制される。上記の「階層所有権法」は、米国の他の州の立法にも影響を及ぼし、米国では、1978 年に「統一コンドミニアム法」(Uniform Condominium Act 1978)¹⁹が策定されるに至った。

IV 会社法

プエルトリコにおける事業運営の形態としては、会社 (Corporation) のほかに、パートナーシップ (Partnership)、有限責任会社 (Limited Liability Company (LLC)) 等、さまざまなものがある。いずれの事業形態も、プエルトリコ法によって規律されている。

第 1 に、会社がある。これは、日本の株式会社に相当するもので、会社の所有者たる地位が株式に表象されており、株主は出資額を限度とした有限責任のみを負い、株主は株式を自由に譲渡することができ、株主が変動しても会社は存続し、会社の所有と経営が分離されており、独立した法人格を有する企業組織体である。プエルトリコの一般会社法は、デラウェア州の会社法をモデルとして制定された²⁰。

第 2 に、パートナーシップがある。これは、二人以上の者が集まって、利益を目的として共同して事業を行うという形態である。通常は、パートナーシップ契約を締結する。パートナーシップは、会社のように独立した法人格を有しない。プエルトリコのパートナーシップは、コモン・ローではなく、民法典により規律される。パートナーシップは、①ゼネラル・パートナーシップ (パートナーシップの経営に参加し、且つ債務に無限責任を負うゼネラル・パートナーのみからなるパートナーシップ)、②有限責任パートナーシップ (パートナーは、事前に知らされていない限り、他のパートナーの債務及び他のパートナー若

¹⁷ www.lexmundi.com/Document.asp?DocID=9083

¹⁸ <https://ru.scribd.com/document/125308819/Doing-Business-in-Puerto-Rico-pdf>

¹⁹ <http://www.moj.go.jp/content/000083985.pdf>

²⁰ デラウェア州の会社法がモデルとされることが多い理由としては、①設立及び解散等の手続が比較的容易であること、②税金の負担が比較的軽いこと、③規制内容が経営陣に比較的有利で明確であること、④多数の裁判例が集積されていることが挙げられている。吉川達夫・飯田浩司著『ハンドブック アメリカ・ビジネス法』(レクシスネクシス・ジャパン、2013 年) 78~79 頁。

しくは被用者の過失若しくは違法行為につき責任を負わないパートナーシップ)、及び③リミテッド・パートナーシップ(ゼネラル・パートナーと、パートナーシップの経営に参加せず、且つ有限責任を負うリミテッド・パートナーから構成されるパートナーシップ)に分かれる。有限責任パートナーシップは、その名称中に、「Limited Liability Partnership」、「Sociedad de Responsabilidad Limitada」、「LLP」又は「SRL」という語を含めなければならない。リミテッド・パートナーシップは、その名称中に、「Limited Partnership」、「Sociedad en Comandita」又は「S. en C.」という語を含めなければならない。

第3に、会社とパートナーシップの中間的な形態として、有限責任会社もある。これは、メンバーの責任は限定されており、独立した法人格を有する組織体である。有限責任会社がしばしば利用されるのは、企業レベルとその構成員レベルでの二重課税を回避できるという意味で、使い勝手のよい企業形態として認識されているためである。有限責任会社は、その名称中に、「Limited Liability Company」、「Compañía de Responsabilidad Limitada」、「LLC」又は「CRL」という語を含めなければならない。

V 民事訴訟法

プエルトリコの裁判所制度は、連邦レベルと州(コモンウェルス)レベルに分けられる。連邦レベルにおける裁判所としては、前述したとおり、①連邦最高裁判所、②連邦控訴裁判所、③連邦地方裁判所がある。そして、プエルトリコには、首都サンファンに、プエルトリコ連邦地方裁判所がある。

また、プエルトリコには、コモンウェルス裁判所(「一般司法裁判所」(General Court of Justice)と呼ばれる)として、最高裁判所(Supreme Court)、控訴裁判所(Circuit Court of Appeals)及び第一審裁判所(Court of First Instance)がある。

最高裁判所の下に位置付けられる裁判所として、控訴裁判所があり、民事事件及び刑事事件を含む様々な事件一般を管轄する。控訴裁判所は、第一審裁判所の上訴事件を管轄するために、1995年に設置された。控訴裁判所には、13の合議体があり、それぞれ3名ずつの裁判官が審理を担当する。各裁判官が全ての地域を担当するように、ローテーションが定められている²¹。

さらに、控訴裁判所の下に位置付けられる裁判所として、第一審裁判所があり、民事事件及び刑事事件を含む様々な事件の第一審を管轄する。第一審裁判所の管轄地域は、プエルトリコ内の13の区域に分けられている²²。

プエルトリコにおける民事紛争の当事者は、プエルトリコの裁判所への訴訟提起のほか、調停や仲裁等の裁判外紛争解決手段(Alternative Dispute Resolution(ADR))を採ること

²¹ Herbert M. Kritzer 編『Legal Systems of the World III』(ABC CLIO、2002年) 1344頁。

²² Kritzer・前掲書 1344頁。

もできる。

ペルトリコは、米国連邦法及び判例法が英語以外の言語（スペイン語）で実施される唯一の地域である。そのため、ペルトリコの弁護士は、米国連邦裁判所では英語を、ペルトリコの裁判所ではスペイン語を、使用できる必要がある。

VI 刑事法

前述したとおり、ペルトリコには、連邦レベルの裁判所と州（コモンウェルス）レベルの裁判所がある。米国連邦法に違反した被疑者を、ペルトリコのコモンウェルス裁判所に起訴することはできない。

重罪の刑事裁判における陪審について、憲法は明文で規定している（2条11項）。同項によると、重罪の刑事裁判において、被告人は、12名の住民により組織される公平な陪審によって審理される権利を有する。そして、9名以上の賛成による多数決をもって評決が言い渡される²³。

ペルトリコの犯罪発生率は、基本的には減少傾向にあり、米国の52地域（ペルトリコの他に、50州及びワシントンDCを含む）の中では、9番目の低さであった²⁴。しかし、殺人発生率についていえば、ペルトリコは、米国の52地域の中で最も高くなっている²⁵。また、ペルトリコは、その地理的位置及び米国のコモンウェルスであるという特殊性から、コロンビア、ベネズエラ及びペルー等から米国本土への麻薬密輸の中継地点となっている。さらに、近時、ペルトリコの財政危機及びハリケーン・マリアの襲来等により、ペルトリコの治安が悪化しており、暴力犯罪が増加しているとの懸念が広がっている。

なお、ペルトリコでは、死刑は廃止されている。

VII 参考資料

以上、ペルトリコ法の概要を簡単に紹介してきたが、ペルトリコ法については、日本語の文献・論文等は少ないものの、英語による情報源及び文献・論文等は比較的多くある。ペルトリコ法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、各法分野において、脚注に掲げた文献が参考となろう。

ペルトリコは、2015年に債務不履行（デフォルト）に陥ったこと、2017年5月にペルトリコ地区連邦地方裁判所に破産申請を行ったこと、また、2017年9月にはハリケーン・マリアの襲来により甚大な被害を受けたこと等、次々と大きな困難に直面してきた。しかし、見方を変えれば、今後のペルトリコは、大きな発展の可能性を秘めているとも

²³ 前掲「合衆国の占領と憲法——各国憲法と連邦領組織法の法文対照表」190頁。

²⁴ <http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/articles/jititai/080/INDEX.HTM>

²⁵ 『米国の治安と警察活動』（警察政策学会外国制度研究部会、2017年）21頁。

いえる。実際、ペルトリコの財政再建については、裁判所の管理の下、債務整理が進められているところである。今後も、ペルトリコの法令及び政策の動向について、注視していく必要がある。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.47 No.11』（国際商事法研究所、2019年、原題は「世界の法制度〔米州編〕第31回 ペルトリコ」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。